

『福島県まん延防止等重点措置』の適用を受けて行動期間を延長します

令和3年7月31日(土)～8月31日(火)

いわき市新型コロナウイルス感染症対策本部

# 感染拡大防止一斉行動

(まん延防止等重点措置)



## 市民の皆さまへのお願い

- ① 不要不急の**外出自粛**
- ② 基本的な**感染対策の徹底**
- ③ 都道府県をまたぐ**旅行・帰省等**の原則、**中止・延期**
- ④ **夜8時以降**、飲食店等にみだりに**出入りしない**

お盆はできるだけ簡素に、知人や親類との会食は控えてください

## 受診・相談専用ダイヤル

症状のある方はかかりつけ医に電話相談を。症状があってもかかりつけ医を持たない方は

【受診・相談センター】 **0120-567-747**  
(平日・休日問わず24時間対応)

### 【症状のない方】

- ・福祉施設の従事者および利用者
- ・飲食店の従業員
- ・児童施設の従事者、教育機関の従事者

電話番号 **0246-27-8596**  
(受付時間 午後1時～午後4時、土日祝は除く)

## 事業者の皆さまへのお願い (市内全域)

【期間】 令和3年8月8日(日)～8月31日(火)

- ① **飲食店等** (対象：食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗) **〈協力金〉 1日当たり3万円～ (売上高に応じて)**
  - ・営業時間の短縮 (営業時間：午前5時～午後8時)
  - ・酒類の提供の自粛 (終日)
  - ・カラオケ設備の利用の自粛 (終日)

- ② **飲食店以外** (延床面積1,000㎡超の特定大規模施設等)
  - ・営業時間の短縮 (午後8時まで) に応じた場合、協力金を支給

【飲食店等の相談窓口】 いわき地区協力金コールセンター

電話 **024-521-8562**

(受付時間 午前9時～午後5時)